

## 法学部学生団体の設立・継続について

1. 本学本郷キャンパスを課外活動に利用したり、本学の支援を希望する団体(サークル)は、東京大学HPを参照し5月30日(金)までに所定の設立・継続手続きを行うこと。

[http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h09\\_01\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h09_01_j.html)

2. 下記の法学部学生団体で法学部学生室を2014年度も継続して使用を希望する場合は、上記手続きとは別に「学生室使用願」を、5月9日(金)までに教務係窓口に提出すること。なお、提出の際には1で提出する学生団体設立・継続届出様式(上記HPからダウンロード)の写しを1部添付すること。

### 記

- ・ 法律相談所
- ・ 緑会合唱団
- ・ 三類懇親会
- ・ 弁論部
- ・ 国際政治研究会
- ・ 現代国際法研究会

4月8日 法学部